

宗學院紀要(昭和十一年度)

宗學院發行

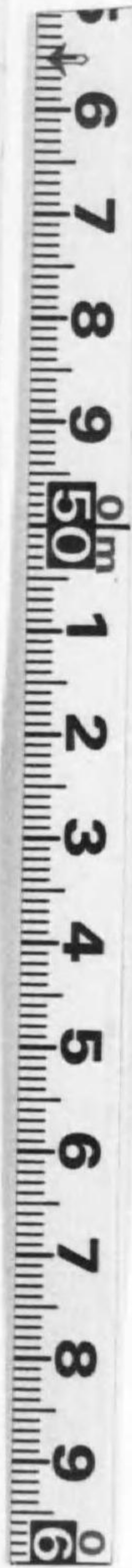
14.5

700

14.5-700



1200501218248



始



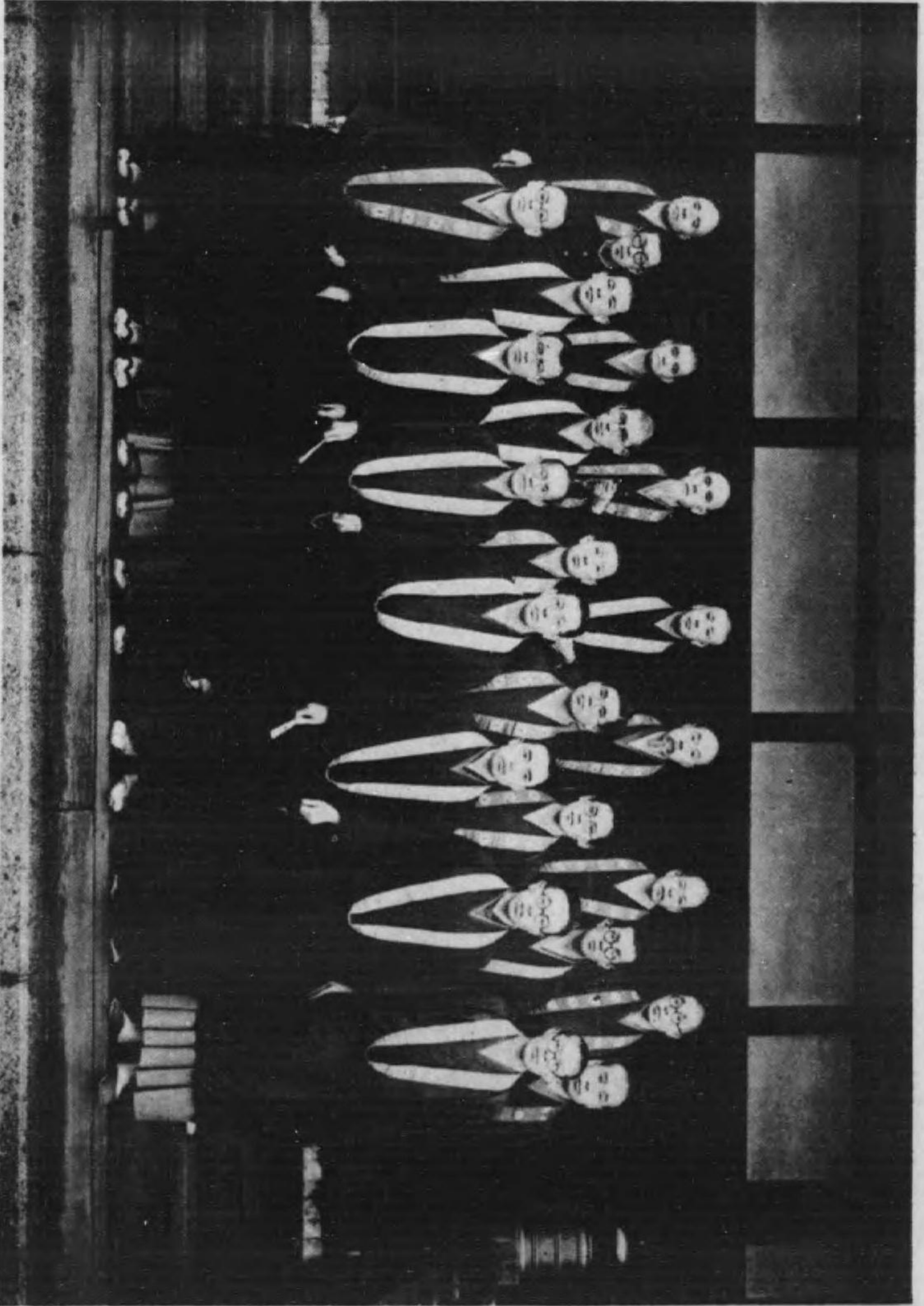
14.5  
700

宗學院紀要

(昭和十一年度)

目次

諸規程	一
一 宗學院條例	五
二 宗學院條例施行規程	五
三 宗學院職員輪裝規程	六
真宗大谷派宗學與隆財團寄附行為	九
宗學院職員	一〇
昭和十一年度擔任指導並二講究科目	一六
同 科外講義	一八
同 學員研究題目	一八
同 研究發表題目	一九
同 研究報告題目	一九
同 真宗講話	二〇
同 記念講演	二二
同 行事	二三
昭和十二年度擔任指導並二題目	二四
同 第二部研究員研究題目	二五
同 編輯員編輯事業	二五
附錄 昭和十一年度學員聽講生研究發表要旨	二六
名簿	三〇



昭和二十六年六月攝影

14.5  
700



### 開院式御親示

曩ニ眞宗大學院ヲ設立シテ傳燈相承ノ宗意ヲ鑽仰シ專ラ所依ノ經論  
 章疏ヲ本トシ其蘊奧ヲ究ムルノ道ヲ啓カシメ本日其開院式ニ臨ミ親シ  
 ク所懷ヲ陳ブルヲ喜ブ抑宗門ノ隆替ハ宗義ノ顯晦ニ因ルコト言ヲ俟タ  
 ス設ヒ學問研究ハ其ノ精微ヲ盡スト雖モ若シ金剛ノ信心ニ昧クシテ苟  
 クモ相承ノ正義ニ協ハザルコトアラバ爭デカ宗學獎勵ノ意義アルベキ  
 ヤ今ヤ宗憲ノ發布ヲ見タリ宜シク教學ノ指針ヲ匡シ傳承ノ宗意ヲ闡明  
 シテ益々宗風ノ宣揚ニ務ムベキノ秋ナリ本院ノ責務重大ナリト謂フベ  
 シ

翼クバ教授ノ諸員扶掖開誘ノ勞ヲ吝マズ學員タル者亦淬勵倦ムコト  
 ナク能ク所期ノ目的ヲ達成シ宗門ノ柱石タランコトヲ務メヨ

昭和四年九月二十七日



沿革

昭和四年七月二十七日 眞宗大學院規程發布セラル。

同 八月一日 眞宗大學院規程細則發布セラル。

同 八月二十一日 院長慧日院殿、教授トシテ講師全員(七名)、助教授トシテ副講全員(三十一名)、主事日下無倫、書記網田義雄任命セラル。

同 九月三日 學員五名ノ入學ヲ許可シ、別ニ十二名ノ聽講ヲ許可ス。

同 九月七日 第一年度ノ講究ヲ本山内小書院ニテ開始ス。

同 九月二十七日 開院式ヲ本山内寢殿ニ於テ舉行ス。

同 十月二十日 教授村上專精逝去ス。

同 昭和五年三月二十一日 助教授辻森要眼逝去ス。

同 四月十一日 宗學院條例並ニ同條例施行條規發布セラル。コレニヨツテ眞宗大學院規程並ニ規程細則ハ廢止セラレタルヲ以テ、眞宗大學院規程ニ依ル職員ハスベテ辭令ヲ用ヒズシテソノ職ヲ解カレ、此日新ニ院長、指導、主事、書記ノ任命アリ。

同 六月六日 宗學研究會ヲ創設ス。

同 九月一日 第二年度ニ入り、此日新ニ學員四名ノ入學ヲ許可ス。



二

同 十一月二十一日 田代重右衛門氏ノ懇志ニヨル宗學興隆財團設立ノ認可アリ。  
 昭和六年一月十日 指導豐滿春洞逝去ス。  
 同 九月一日 第三年度ニ入り、此日新ニ學員四名、聽講生五名ノ入學ヲ許可ス。  
 昭和七年九月一日 第四年度ニ入ル。  
 同 九月六日 新ニ學員四名、聽講生四名ノ入學ヲ許可ス。  
 同 九月十日 稻葉秀賢、研究員囑託トナル。  
 同 十二月十四日 宗學興隆財團設立者、田代重右衛門氏逝去ス。  
 同 十二月三十日 花山・本多兩指導、講師ノ稱號ヲ授與セラル。  
 昭和八年七月十一日 書記網田義雄依願免役務トナル。  
 同 七月十二日 教學課承事山中文雄、兼宗學院書記トナル。  
 同 七月十四日 主事日下無倫依願免役務トナル。  
 同 七月十五日 教學課長朝倉慶友、兼宗學院主事トナル。  
 同 八月八日 嗣講大須賀秀道、宗學院指導トナル。  
 同 八月十二日 教學課承事兼宗學院書記山中文雄、宗學院書記專任トナル。  
 同 九月一日 第五年度ニ入ル。  
 同 九月五日 新ニ學員一名、聽講生四名ノ入學ヲ許可ス。  
 同 十月十二日 朝倉主事兼任ヲ解カレ、嗣講稻葉敦山宗學院主事トナル。

昭和九年七月十九日 主事稻葉敦山逝去ス。  
 同 七月二十日 擬講稻葉秀賢、臨時宗學院主事々務取扱トナル。  
 同 九月一日 第六年度ニ入ル。  
 同 同 新ニ學員三名、聽講生四名ノ入學ヲ許可ス。  
 同 十月二十七日 稻葉秀賢臨時宗學院主事々務取扱ヲ解カル。  
 同 師學細川憲壽、宗學院主事トナル。  
 昭和十年七月十八日 主事細川憲壽、大谷大學々監ニ轉任。  
 同 同 大谷大學教授擬講柏原祐義宗學院主事トナリ、大谷大學教授ヲ兼任ス。  
 同 九月一日 第七年度ニ入ル。  
 同 同 新ニ學員二名、聽講生三名ノ入學ヲ許可ス。  
 同 稻葉秀賢ノ研究員囑託ヲ解キ、研究院山本正文ヲ再ビ學員ニ編入ス。  
 昭和十一年二月十日 指導上杉文秀逝去ス。  
 同 五月八日 指導花山大安逝去ス。  
 同 五月十四日 宗學興隆財團顧問淨院院殿逝去ス。  
 同 六月十六日 從來、小書院ニ設置サレタル本院ヲ山内西南隅ノ改築建物ニ移轉ス。  
 同 七月一日 主事柏原祐義、嗣講ノ稱號ヲ授與セラル。  
 同 八月一日 指導大須賀秀道、講師ノ稱號ヲ授與セラル。

同 九月一日 第八年度ニ入ル。

同 昭和十二年 四月一日 主事柏原祐義、宗學院主事專任トナル。

同 九月一日 第九年度ニ入ル。

同 十一月二日 宗學院條例中改正發布セラル。

同 宗學院條例施行條規改正發布セラル。

同 宗學院職員及學員輪袞袞條規中改正發布セラル。

同 指導大須賀秀道、第一部研究員ヲ兼任ス。

同 嗣藤加藤智學、赤沼智善、安井廣度、宗學院指導トナリ、第一部研究員ヲ兼ヌ。

同 擬講桑谷觀宇、春日禮智、禿諦住、山田亮賢、雲村賢淳、自見直、野上觀一、宗學院研

同 究員トナリ、擬講山本正文、小串侍、宗學院編修員トナル。

同 學師藤井智遠、宗學院研究補助員トナリ、學師石川學、武田統一、宗學院編修補助員ト

同 ナル。

同 學師泉惠操、宗學院書記トナル。

同 指導兼研究員赤沼智善逝去ス。

同 十一月三十日

### 諸 規 程

#### 一 宗 學 院 條 例 (昭和十二年十一月二日改正)

第一條 宗學院ハ傳燈相承ノ宗議ヲ鑽仰シ其ノ蘊奧ヲ講究スルヲ以テ目的トス

第二條 本院ハ之ヲ本山内ニ置ク

第三條 本院ニ左ノ職員ヲ置ク

- 院 長 一 名
- 指 導 若干名
- 主 事 一 名
- 研 究 員 若干名
- 編 修 員 若干名
- 書 記 若干名

第四條 院長ハ法主之ヲ特命ス

院長ハ教學部長ノ監督ヲ受ケ本院ヲ董理シ之ヲ代表ス

第五條 指導ハ講師又ハ嗣講中ヨリ院長ノ上申ニ依リ之ヲ命シ其ノ任期ハ三箇年トス但シ再任ヲ妨ケス



指導ハ院長ノ命ニ依リ研究員ノ指導ヲ擔任シ其ノ研究ヲ助成ス又院長ノ委囑ニ依リ特殊ノ研究ヲ爲スコトアルヘシ

六

第六條 主事ハ院長ノ上申ニ依リ之ヲ命ス

主事ハ院長ノ命ヲ承ケ本院ノ事務ヲ掌理ス

第七條 研究員ハ擬講以上ノ學階ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ命シ其ノ任期ヲ三箇年トス但シ院長ハ必要ヲ認メタル場合教學部長ノ認可ヲ經テ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

研究員ハ擔任ノ指導ニ就キ院長ノ命シタル研究ヲ爲シ且所定ノ講筵ニ懸席スルコトヲ要ス

第八條 編修員ハ擬講以上ノ學階ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ命ス

編修員ハ院長ノ命ニ依リ宗典並宗史ノ編修ニ從事ス

第九條 院長ハ必要アリト認メタル場合教學部長ノ認可ヲ經テ學師以上ノ學階ヲ有スル者ノ中ヨリ隨時研究補助員又ハ編修補助員ヲ囑託スルコトヲ得

第十條 本院ノ年度ハ七月一日ニ始リ翌年六月三十日ニ終ル

第十一條 本條施行ニ必要ナル事項ハ別ニ規則ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 本條例ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## 二 宗學院條例施行條規

(昭和十二年十一月二日改正)

第一條 本院職員ノ身分ヲ左ノ通定ム

一、院長 特授

一、指導 特授又ハ親授

一、主事 特授又ハ親授

一、研究員 特授親授又ハ稟授

一、編修員 親授又ハ稟授

一、書記 稟授又ハ例授

第二條 院長ハ職員ノ功過進退ニ關シテハ意見ヲ附シテ教學部長ニ具申シ雇員ニ關シテハ之ヲ專行ス

第三條 院長ハ研究員編修員並書記ノ任命ヲ上申ス

第四條 指導ハ院長ノ命ニ依リ第五條ノ第二部研究員ノ爲ニ隨時講筵ヲ開設ス

第五條 研究員ハ之ヲ第一部研究員第二部研究員ノ二部ニ分ツ

嗣講以上ヲ以テ第一部研究員トシ擬講ヲ以テ第二部研究員トス

院長ノ上申ニ依リ指導ヲシテ研究員ヲ兼ネシムルコトヲ得

第六條 第一部研究員ハ院長ノ委囑ニ依リ隨時ニ宗學及之ト關係アル事項ニ付特殊研究ヲ爲スモノトス

第七條 第二部研究員ハ院長ヨリ命セラレタル研究題目ニ付常時ノ研究並隨時特殊ノ研究ヲ爲スモノトス

第八條 第二部研究員ハ研究事項ニ付院長ノ命シタル期間内ニ詳細ナル報告論文ヲ作製シ院長ヲ經テ教學部長ニ提出スヘシ

第九條 編修員ハ院長ヨリ命セラレタル方針ニ依リ常時ニ宗典並宗史ノ編修ニ從事スルモノトス

七

第十條 編修員ハ毎年六月及十二月ノ二回編修報告書ヲ作製シ院長ヲ經テ敎學部長ニ提出スヘシ  
第十一條 本院ニ編修顧問ヲ置クコトヲ得

編修顧問ハ敎學部長ノ承認ヲ得テ院長之ヲ委囑ス

第十二條 第二部研究員ノ定員ヲ二十名以内トシ編修員ノ定員ヲ十名以内トス

第十三條 第二部研究員並編修員ハ特ニ院長ノ許可ヲ得タル場合ノ外他ノ業務ニ從事シ又ハ本院所在地外ニ居住スルコトヲ得ス

第十四條 研究補助員並編修補助員ニハ第二部研究員並編修員ニ關スル諸規定ヲ準用ス但シ第一條ノ規定ヲ除ク

第十五條 本院ニ指導會研究員會及編修員會ヲ置ク

第十六條 指導會ハ毎年一回之ヲ開キ院長ノ諮詢シタル事項ヲ協議スルモノトス但シ必要ニ應シ臨時ニ指導會ヲ開クコトヲ得

第十七條 研究員會ハ之ヲ第一部第二部ニ分ツ

第十八條 第一部研究員會ハ第一部研究員ヲ以テ組織シ臨時之ヲ開ク

第一部研究員會ハ院長又ハ第一部研究員ノ提出ニ係ル宗學ニ關スル事項及編修ニ關スル事項ニ付研究審議ヲ爲スモノトス敎學部長ノ提出シタル事項ニ付亦同シ

第十九條 第二部研究員會ハ第二部研究員ヲ以テ組織シ毎月二回之ヲ開キ各研究員ノ擔當研究題目ニ付研究ノ發表ヲ爲スモノトス

第二部研究員ハ院長ヨリ研究發表ヲ命セラレタルトキハ之ヲ辭スルコトヲ得ス

指導並第二部研究員ハ第二部研究員會ニ出席スルモノトス  
院長ハ傍聽者ノ出席ヲ許可スルコトヲ得

第二十條 編修員會ハ編修員ヲ以テ組織シ臨時之ヲ開キ編修實務ニ關スル事項ヲ協議スルモノトス

第二十一條 研究ノ成果ハ左ノ刊行物ニ依リ之ヲ發表ス

- 一、宗學研究
- 二、宗學研究叢書
- 三、宗典及宗史關係書
- 四、其ノ他適當ト認メタル刊行物

附 則

第二十二條 本條規ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十三條 昭和五年告達第二十八號宗學院條例施行條規及昭和二年告達第十五號宗史編修所規程ハ本條規施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

### 三 宗學院職員輪袈裟條規

(昭和十二年十一月二日改正)

第一條 宗學院職員ノ輪袈裟ヲ定ムルコト左ノ如シ

特授及親授 濃茶色地金破唐草緣金白蕾牡丹紋

稟授及例授 濃茶色地同色破唐草緣金白蕾牡丹紋

第二條 宗學院職員ニ非サル者ハ本條規ニ定ムル輪袈裟ノ樣式又ハ紋樣ニ同シキモノ若ハ類似スルモノヲ使用スルコトヲ得ス

一〇

第三條 本條規ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

(京專一六九五號)

眞宗大谷派宗學興隆財團設立者

田代重右衛門

文部大臣 田中隆三

昭和五年八月七日附申請眞宗大谷派宗學興隆財團設立ノ件民法第三十四條ニ依リ許可ス  
昭和五年十一月二十一日

## 眞宗大谷派宗學興隆財團寄附行爲

### 第一章 目的

第一條 本財團ハ眞宗大谷派ノ設立ニカ、ル宗學院ノ經費ヲ補給スルヲ以テ目的トス

### 第二章 名稱

第二條 本財團ハ眞宗大谷派宗學興隆財團ト稱ス

### 第三章 事務所

第三條 本財團ノ事務所ヲ京都市下京區中珠數屋町通東洞院東入二十人講町三十六番地ニ置ク

### 第四章 資産

第四條 本財團ノ基本財産左ノ如シ

一、設立者ノ出捐セル不動産

内 譯

一、土地 京都市下京區中珠數屋町通東洞院東入二十人講町三十六番地

宅地九十坪七合七勺

右價格金貳萬圓也

二、建物 同地上鐵筋コンクリート三階建

及附屬建物平家瓦葺

右價格金八萬圓也

二、設立者ノ出捐セル五分利公債額面金貳拾萬圓也

内 譯

み號五分利公債壹萬圓券拾枚

一一

但自一四四五號 至一四四九號

自一四五二號 至一四五六號

み號五分利公債壹萬圓券拾枚

但自一四一四號 至一四一八號

一四二二號、一四二三號、一四二八號、一四四〇號、一四四一號

三、設立者ノ出捐スヘキ金貳拾萬圓也

但昭和七年七月一日金五萬圓ヲ第一回トシ以後三年三回ヲ以テ完結スルモノトス

四、基本財産トナスヘキ旨ヲ指定シタル寄附金品

第五條 毎年基本財産ノ果實中ヨリ其ノ二割ヲ基本財産ニ繰入ル、モノトス

第六條 毎年基本財産ニ繰入ル、金額ハ之ヲ以テ公債證書ノ買入ヲナスコトヲ得

第七條 基本財産ハ之ヲ擔保ニ供シ又ハ處分スルコトヲ得ス

第八條 本財團ノ經費ハ基本財産ヨリ生スル果實其ノ他ノ收入ヲ充當スルモノトス

第九條 本財團ノ會計年度ハ毎年七月一日ニ始リ翌年ノ六月三十日ニ終ル

第十條 本財團ノ決算期ハ七月三十日限トス

第十一條 毎年度豫算ハ毎年六月理事會ニ提出スヘキモノトス但シ初年度ハ設立許可ノ日ヲ以テ會計年度ノ始メトシ其ノ年度ノ豫算ヲ速ニ提出スヘキモノトス

第十二條 經費ノ豫算ノ定ムルトコロニ依リ本財團ノ事務費及宗學院補給費ニ充テ剩餘アルトキハ豫備資金ニ積

立ツルモノトス但シ豫備資金ハ理事會ノ承認ヲ得シテ處分スルコトヲ得ス

第十三條 本財團ハ負債ヲ爲スコトヲ得ス

第十四條 本財團ニ屬スル資産ノ管理ニ關シテハ理事會ノ定ムル所ニ據ル

第十五條 理事ハ本財團ノ收支決算書財産目錄及事務執行ノ狀況ニ關スル報告書ヲ監事ニ提出スルコトヲ要ス

第五章 機 關

第十六條 本財團ニ理事十名ヲ置キ左ノ者ヲ以テ之ニ充ツ

一、眞宗大谷派宗務總長ノ職ニ在ル者 一名

二、同會計部長ノ職ニ在ル者 一名

三、設立者ノ指定シタル者 八名

第十七條 前條第三號ノ理事ハ任期ヲ三年トシ補缺理事ノ任期ハ前任者ノ殘任期トス

但シ任期滿了ノ時後任理事未タ就職セサル場合ハ其ノ就職迄前理事ハ事務ヲ掌理スヘキモノトス

前項ノ理事ニシテ不適任ト認ムルトキハ設立者ハ他ノ理事ノ同意ヲ得テ何時ニテモ之ヲ解任スルコトヲ得及

之カ補缺ヲ任スルモノトス

設立者死亡後ニ在リテハ理事ノ補缺ハ設立者家ノ戸主及他ノ理事ニ於テ選舉ニ依リテ之ヲ定ム

選舉ハ無記名投票ニ依リ同票ナルトキハ年長ヲ採リ同年ナルトキハ抽籤ニ依ル

第十八條 理事ノ互選ニ依リ理事長一名ヲ置ク

理事長ハ理事中ヨリ常務理事一名ヲ指定スルコトヲ得

理事長ハ外部ニ對シ本財團ヲ代表シ内部ニ於テ日常ノ事務ヲ掌理ス但シ常務理事ヲシテ事務ヲ掌理セシムル  
コトヲ得

第十九條 本財團ニ監事三名ヲ置キ左ノ者ヲ以テ之ニ充ツ

一、眞宗大谷派教學部長ノ職ニ在ル者 一名

二、眞宗大谷派財務監查局長ノ職ニ在ル者 一名

三、設立者ノ指定シタル者 一名

第二十條 第十七條ノ規定ハ前條第三號ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十一條 本財團ニ顧問三名ヲ置キ左ノ者ヲ以テ之ニ充ツ

一、眞宗大谷派管長ノ指命シタル者 二名

二、設立者 一名

第十七條ノ規定ハ前項第一號ノ場合ニ之ヲ準用シ第二號ノ設立者ノ地位ハ其ノ死亡後設立者家ノ戸主之ヲ承  
繼スルモノトス

第二十二條 顧問會ハ本財團ニ關スル重要事項ヲ審議スルモノトス

第二十三條 理事監事及顧問ハ名譽職トス

第六章 補 助

第二十四條 本寄附行爲ハ理事監事及顧問會員ノ同意ヲ得眞宗大谷派管長ノ承認ヲ經主務官廳ノ認可ノ上之ヲ變  
更スルコトヲ得但シ第一條第七條第十三條ハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第二十五條 本財團ノ設立ノ際ニ限り理事ノ職務ハ設立者之ヲ行フ

理 事

監 事

顧 問

大 谷 勝 信	大 谷 勝 信	山 口 三 郎	山 口 三 郎	津 田 榮 太 郎	津 田 榮 太 郎	福 島 哲 三 郎	福 島 哲 三 郎	關 根 仁 應	關 根 仁 應	小 寺 源 吾	小 寺 源 吾	田 代 信 明	田 代 信 明	田 代 哲 太 郎	田 代 哲 太 郎	岩 田 宗 次 郎	岩 田 宗 次 郎	岩 田 正 一	岩 田 正 一	鈴 木 憲 雄	鈴 木 憲 雄	大 谷 登 誠	大 谷 登 誠
---------	---------	---------	---------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

宗學院職員

(昭和十二年十一月二日現在)

指 導 ・ 研 究 員	指 導 ・ 研 究 員	指 導 ・ 研 究 員	指 導 ・ 研 究 員	指 導 ・ 研 究 員	指 導 ・ 研 究 員	指 導 ・ 研 究 員	指 導 ・ 研 究 員	指 導 ・ 研 究 員	院 長
嗣	嗣	嗣	講	講	講	講	講	講	講
講	講	講	師	師	師	師	師	師	師
安	赤	加	大	本	住	河	廣	齋	大
井	沼	藤	須	多	田	野	瀨	藤	谷
廣	智	智	賀	主	智	法	守	唯	勝
度	善	學	秀	馬	見	雲	一	信	信

阿部 惠三  
田代 重水

主 事	研 究 員	研 究 員	研 究 員	研 究 員	研 究 員	研 究 員	研 究 員	編 修 員	編 修 員	書 記	書 記	研 究 補 助 員	編 修 補 助 員	編 修 補 助 員
嗣	擬	擬	擬	擬	擬	擬	擬	擬	擬	學	學	學	學	學
講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	師	師	師	師	師
柏	桑	春	禿	山	雲	野	自	山	小	泉	山	藤	石	武
原	谷	日	田	村	上	見	本	串	惠	中	山	井	川	田
祐	觀	禮	諱	亮	賢	觀	正	文	雄	文	文	智	智	統
義	字	智	住	賢	淳	一	直	文	侍	操	雄	遠	學	一

昭和十一年度擔任指導並ニ講究科目

第一期	一、御本書行卷	指導	齋藤唯信
	一、入出二門偈の研究	指導	本多主馬
第二期	一、御本書行卷	指導	齋藤唯信
	一、執持鈔の研究	指導	大須賢秀
第三期	一、御本書信卷	指導	齋藤唯信
	一、安樂集の研究	指導	本多主馬

昭和十一年度科外講義

陽明學大綱	大谷大學教授	安藤州一
(昭和十一年十一月十三日)		
(同二十四日)		
(同二十日)		

梵文大無量壽經に就いて (昭和十二年三月二日) 大谷大學教授 泉芳環

昭和十一年度學員研究題目

行の研究	學員	山本正文
曇鸞を中心としての七祖教義の交渉	學員	波佐谷順諦
假名聖教の研究	學員	藤谷一海
淨土異流の研究	學員	桑谷觀字
和文御聖教の研究	學員	橘純孝
曇鸞大師の研究	學員	春日禮智
眞宗七祖教義の教理史的研究	學員	山田亮賢
支那淨土教の研究	學員	雲村賢淳

昭和十一年度研究發表題目

論註に展開される難易二道の研究 (昭和十一年十月二日)	學員	波佐谷順諦
覺如上人の教義及び御用語に就いて (同十一月十三日)	學員	藤谷一海

五念五正の一考察(同十二月二日)	學員	山本正文
訪華報告(同 右)	學員	春日禮智
西福寺慧敏講師の研究(十二月九日)	學員	桑谷觀字
論註に於ける二種法身觀(昭和十二年一月二十五日)	學員	雲村賢淳
滅罪に就いて(同二月五日)	聽講生	並山
御本書に於ける教行の關係(同月二十日)	聽講生	藤井智遠
現世利益問題に關する當流諸先匠の説(同三月十日)	學員	波佐谷順諦
十住毘婆娑論に關する研究(同月二十六日)	學員	山田亮賢
菩薩究竟地の研究(同四月十九日)	聽講生	島崎久俊
曇鸞傳の研究資料に就いて(同五月五日)	學員	春日禮智
蓮如上人の和歌に就いて(五月二十日)	學員	橘純孝
觀念法門の念佛義(六月二日)	聽講生	泉惠操
大經 <small>ヒケ</small> 如來本願の表現次第 <small>ニ</small> 關し一私考(六月二十五日)聽講生	聽講生	後藤惠照

### 昭和十一年度研究報告題目

善導教義の研究	學員	道端良秀
唯信鈔の研究	學員	岸章二
曇鸞教學の研究	學員	春日禮智
聖覺法印の研究	學員	桑谷觀字
眞宗における現世利益の研究(三學員共同)	學員	山本正文
同	學員	波佐谷順諦
同	學員	藤谷一海

### 昭和十一年度眞宗講話

昭和十一年九月十四日	聽講生	泉惠操
求めらるゝ歡び	主事	柏原祐義
正信偈講話(第三講)	主事	桑谷觀字
同 十月十四日	學員	柏原祐義
生活の構成	主事	桑谷觀字
正信偈講話(第四講)	主事	柏原祐義
同 十一月十四日	學員	橘純孝
吉水の聖人	學員	橘純孝



同 正信偈講話 (第五講)  
十二月十四日

法藏菩薩の發願  
正信偈講話 (第六講)

昭和十二年一月十四日

御名の宗教  
眞實は動く

同 二月十四日

南無阿彌陀佛に就て  
正信偈講話 (第七講)

同 三月十四日

信の生活者  
正信偈講話 (第八講)

同 五月十四日

一心の開展  
正信偈講話 (第十講)

同 六月十四日

三二

主事 柏原祐義

學員 波佐谷順諦

聽講生 後藤惠照

學員 桑谷觀字

主事 春日禮智

學員 藤谷一海

主事 柏原祐義

聽講生 島崎久俊

主事 柏原祐義

眞實の教法  
正信偈講話 (第十一講)

同 九月十四日

實話  
正信偈講話 (第十二講)

### 昭和十一年度記念講演

昭和十一年十一月二十六日、二十七日兩夜、宗祖讚仰講演會ヲ重信會館ニ開ク

第一日 (二十六日)

挨拶 是 一

罪障を縁として  
卑謙の聖人

第二日 (二十七日)

聖人の念佛  
祖聖の徳音

學員 山田亮賢  
主事 柏原祐義  
編修員 小串待  
主事 柏原祐義

學員 藤谷一海  
聽講生 泉惠操  
學員 山田亮賢  
主事 柏原祐義  
聽講生 藤井智遠  
學員 藤井智遠

三三

因果律の内面観  
按 抄

昭和十二年四月十四日、開宗記念講演會ヲ重信會館ニ開ク

開宗の眞精神  
法自爾の開宗（正信偈講話第九講）

指導 齋藤唯信  
主事 柏原祐義  
聽講生 並山 薫  
主事 柏原祐義

昭和十一年度行事

昭和十一年九月十一日 講究開始。

同 十月 七日 市内華山天文臺、中外日報社見學。

同 十月二十六日 大阪府下出口光善寺、同門眞願得寺參拜、御寶物參觀、高野山諸堂參拜、同蓮花院ニ一泊。

同 同 二十六日 高野山御寶物拜觀、和歌山市鷺森別院、大阪府下貝塚願泉寺、同大津南溟寺參拜。

同 十一月 一日 本日ヨリ三日間、桑谷、山田、雲村三學員妙普院了祥師關係ノ典籍調査ノタメ、三河國碧海郡在家養樂寺、岡崎市萬德寺、安城町願力寺へ出張。

同 同 十日 宗學研究第十三號發行。  
同 同 十四日 洛北北白川東方文化研究所參觀。

昭和十二年 四月十九日 法主台下ヨリ御染筆名號御下附ニ就キ入佛式舉行。

同 六月四日 奈良縣下西大寺、橿原神宮、久米寺、當麻寺、大阪府下磯長太子御廟、下太子勝軍寺參拜、更ニ八尾別院ニ參拜シテ法寶物拜觀、平野大念佛寺參拜。

同 同 二十日 定期宗議會ニ於テ宗學院條例中一部改正案可決。

同 七月一日 宗學研究第十四號發行。

同 同 七日 十一年度講究ヲ閉ゾ。  
同 九月二日 十二年度事業ヲ開ク。

昭和十二年度講筵擔任指導并ニ題目

一、御本書信卷 指導 齋藤唯信  
一、御本書と御文の交渉 指導 住田智見  
一、其他未定

昭和十二年度第二部研究員研究題目

他力信仰ノ表現ニ關スル研究 研究員 桑谷觀宇

七祖聖教ノ書誌學的研究	研究員	春日禮智
現代ノ精神文化諸型態ニ於ケル眞宗學ノ地位及其發展性	研究員	禿諦住
菩薩道ト願生道トノ内面的關係ノ研究(天親ヲ中心トシテ)	研究員	山田亮賢
念佛思想ノ研究	研究員	雲村賢淳
往生思想ノ研究	研究員	自見直
往生行ノ研究	研究員	野上觀一
宗義論題ニ關スル諸說ノ集成	研究補助員	藤井智遠

### 昭和十一年度編輯員編輯事業

編輯員ノ事業ハ宗史並ニ宗典ニ關スル編修ヲ任務トシ、専ラソノ史料ノ蒐集ト整理ニ從事シテ居ルガ、現在ハ全員ノ共同ニ依ルモノト各員ノ分擔ニヨルモノトニ分チ、左ノ如ク着手シテ居ル。

嚴如 上人年譜

各員 共同

嚴如上人ハ文化十二年ノ御生誕、明治二十七年ノ御遷化、此ノ間對内的ニハ二度ノ兩堂ノ火災、宗祖六百回忌法會ノ大事アリ、亦宗學ノ方面ニモ種々ノ問題ガアツタ。更ニ對外的ニハ明治維新ノ政治改革ノ時節ナレバ、攘夷親征ニ當ツテハ金壹萬兩ヲ獻ジ、或ハ後嵯峨・龜山兩御陵ノ修覆、更ニ軍資ヲ御獻納、北海道ノ御開拓等ヲ遊バサレタ。尙ホコノ外上人御一代ノ御事績ハ際限ガナイガ、然モ此等ノ事件ニシテモ果シテ如何ナル全貌ヲ持ツ

カ、又如何ナル事情ニ於テ起リシカ殆ンド明瞭デナイ。依ツテ出來得ル限り細大洩ラサズ史料ヲ蒐集シ、モツテ上人御一代ニ於ケル事績ヲ知ルト共ニ、我一派ノ動向ヲ把握セントスルモノデアアル。既ニ此ノ爲メニ「上壇間日記」「御堂日記」「栗津日記」等ノ日記録ヲ初メ、文書課所藏ノ個々ノ事件並ニ別院關係ノ文書等ヲ調査シ、ソノ大半ヲ終ツタノデアアル。由來史料蒐集ト云フ事ハ、單ナル筆記デハナク、ソレガ史料トシテ價値アルモヲ選擇スル必要ガアル。從ツテ全記録ニ目ヲ通ス事ハ勿論大事デアアルガ、ソレガソノマ、史料トシテ採用セラレルモノデハナイ。茲ニ任務ノ困難ガアリ、時間ガ費サレルノデアアル。

眞宗教團に於ける神佛關係

編修員 山本正文

本宗ニ於ケル神社問題ニ關シテハ、既ニ存覺上人ノ「諸神本懷集」ノ御教示ガアル。然ルニ最近亦コノ問題ガ論ゼラル、事トナツテ、神社ノ性質本源ニ迄ソノ論點ガ置カレル様ニナツテ來タ。サレバ神社問題ニ對シテ、ソノ神社ノ本質ヲ究メルト共ニ、我御一派ノコノ問題ニ關スル歴史過程等ヲ研究スベク着手シテ居ル。

歷代御消息集(一如上人)

編修員 小串侍

歷代御消息集ハ既ニ教・宣・琢・常ノ四上人ノソレヲ發刊シタガ、コレヲハ單ナル御消息、即チ所謂御書ニ留ラズ御書翰ヲモ集録シタノデアアル。コレニ依ツテソノ御高德ヲ偲ビ、御風格ヲ伺ヒ、モツテ御消息ノ眞意義ヲ領解シ、又一面當時ノ御一派ノ動靜ヲ知ラントスルノデアアル。然シ乍ラ、カ、ル事業ハ、ソノ史料所藏者ガ不明ナルタメ甚ダ容易デナイ。コノ爲メニ「眞宗」ニモ時々依頼狀ヲ載セ、又手元デ調査シテソノ都度各方面ニ懇願シテ居ルガ、思フ様ニ仕事ガ遍バナイ。現在文書課ノモノ、大學ノ圖書館所藏ノモノ等ニ目ヲ通シテ居ル。

本願寺家臣名簿

編修補助員 石川 學

二八

本願寺ニ於ケル家臣ト云ヘバ、種々ノ點カラ見テ輕視スル事ガ出來ナイ。本願寺ノ政治ハ一言ニシテ云ヘバ、家臣ニヨツテ行ハレタト云ウテヨイ。然モソレ程重要ナル地位ニアツタ家臣ニ就イテ、今マデ研究サレテ居ナイノハ遺憾デアル。例ヘバ宗名事件ニシロ或ハ近クハ能登ノ頓成事件ニシロ、只家臣ノ官位ノミヲ知ツテソレガ何人ナリヤヲ明確ニスル事ガ出來ナイ。是等ノ個々事件ニ重要ナル役割ヲナシ、時ニハソノ事件ノ鍵ヲ握ツテ居タノ家臣デアアル。サレバ目下家臣名簿ノ作製ニ着手シ文書課藏ノモノハ一應調査シ終ツタガ、今後ハ現在存續セル舊家臣ノ人々ニ依頼シテ正確ナル名簿ヲ作ル豫定デアアル。名簿ト云ウテモ、本願寺創立以來ヨリ現在ニ至ル各家ノ系圖ヨリ、更ニ各個人ノ略譜ヲ作ルツモリデアルカラ、單ニソノ家々ノ系圖ヲ調査スルノミニテモ相當ノ困難ヲ伴フモノデアアル。コレニハ矢張舊家臣ノ方々ニ絶大ノ支援ヲ乞ハネバナラヌ。

三 講者名簿

編修補助員 武田 統一

三講者ノ名簿ト云ヘバ「眞宗大系」所載ノモノヲ想フガ、ソレモ大正十三年以後ノ事ハ全く不明デアアル。然モ各個人ノ事績經歷ニ至ツテハ、南條文雄講師ノ「講者碑文集」ヲ初メトシテ、他ノ二三ノ書ヲ點見スルノミデアアル。サレバコノ名簿作製ハ、現在ニ至ル迄ノ人々ヲ網羅シテ、更ニ各個人ノ年譜マデヲ作製スル豫定デアアルガ、ソノ調査方法トシテハ既ニ各地ノ寺院ニ調査方ヲ依頼シテソノ報告ヲ俟ツテ居ル。然シ乍ラ、ソノ報告タルヤ不明瞭ノ點多ク、又ソノ依頼ニモ應諾セラレナイト云フ不便モ伴ツテ居ル。ソレデモ現在ソノ報告ハ約五分三程集ツテ居ルカラ、今後モ専ラ各位ノ援助ニ依ツテソノ不備ヲ補ヒ、各記録ヲ調査シ、又各地方ニ出張シテコノ事業ヲ完成シタイト念ジテ居ル。コノ事

業ニ於テ最モ困難ナ事ハ、明治以後デアアル。即チ時々學階ノ制度モ改廢セラレテ、ソノ氏名スラ判然セズ、又ソノ事績ニ至ツテハ殆ンド判ラナイト云ウテヨイ。然シコノ事業モ絶大ノ同情ヲ以ツテ達成セラレル事ト確信シテ居ル。現在ハ報告ヲ基礎トシ、他ノ記録ト照合シテソノ整備ニツトメテ居ル。

## 覺如上人の教義とその用語に就いて

學員 藤谷 一海

親覺聖人の眞宗義を傳承して、之を更に後世に彰述されたる覺如上人の教義がいかなるものであり、それが更に後世教義發展の契機としていかなる役割をなしたかを概観せんに、勿論祖師聖人の教義をそのまま傳承されたる覺如上人である以上、そこに特別に上人の教義などと云ふべき別種のも存在し得る筈がないとも考へられる。

されど、人各々個性あり、又時代を離れての存在が不可能なる以上、何人たりと雖も時代兒たることを無視することは出来ない。上人の出世は祖師聖人滅後程遠からずと雖も、世は鎌倉より足利への轉期に當り、教界また多事なる秋であつた。そこで時代人としての上人の上に、如何に祖師聖人の教が飲み込まれ、そうして又それが宣布せられるに當つて如何なる形式(言葉)に於て表はされたか。これに就て一應考へて見ねばならぬ。

上人の教義に於て特に注意すべきは、

- 一、信因稱報
- 二、平生業成

の教義闡明であり、更にこれが徹底に於て、

## 三、宿善と善知識

## 四、門下の邪執破斥

## 五、機法一體説の止揚

等である。今古來の説を參照して大體この五項に分けて概観せんとするのであるが、之は又別の立場より破邪と顯正との二大部門に分つて見ることも出来ると思ふ。即ち上の第四の加きは専ら破邪の立場であり、第一第二は祖師聖人の教義を傳へんとする顯正の立場にして、第五の機法一體説の如きは、當時教界の内外に傳へられた機法一體の説の誤解を諷めて、その正義を傳へんとせられたるものにして、破邪顯正何れとも見られる。

次に聊か上に並べたる順を追うてそれが上人の御著述の上にあらはれたる跡をたづね、之が祖師聖人より如何に傳承し來れるか、而して又いかに後代に紹述されたかを見ることに於て、果して上人の中心教義が奈邊にあるかを検討し、最後にそれが宣布がいかなる用語を多く用ゐたまひしかを挙げ、更に次にはその用語の一々に就いて解釋を試みんとする。(以下省略)

以上大體五項に亘つての覺如上人の教義概観に於て、前にも述べたやうに、その教義の中樞は前二項即ち信因稱報、平生業成にありて、後の宿善と善知識、門下の邪執破斥、機法一體説の止揚等の如きは、前二者教義の徹底に外ならない。而してその信因稱報平生業成にしても、その眼晴は信心正因の一にあること勿論にして、佛智不思議のもよほしに信心定るとき、そこに自ら報謝の稱名が生命をついて顯はれる。このことは『破邪鈔』の彼岸章に「往生淨土ノ正因ハ安心ヲ定得スヘキヨシ釋成セラル、條顯然ナリ。乃至コノ一念ヲ他力ヨリ發得シタルノチハ生死ノ苦海ヲウシ

ロニナシテ涅槃ノ彼岸ニイタリヌル條勿論ナリ。コノ機ノウヘハ他力ノ安心ヨリモホサレテ佛恩報謝ノ起行作業ハセラルヘキニヨリテ云云」とあるに依つて知るべきである。次の平生業成の義の如きは、當時異流の臨終正念往生の義の盛であつたのに對して、往生の定るは臨終と平生とを問はず、信一念の所にあることなれども、今は臨終往生の義に對して平生業成の名目を用ゐられたもので、畢竟これ信一念の強調に外ならない。

然れば、覺如上人の教義は、之を要するに信一念の義を教へ給ひたものである。而してこの事は別に上人の創説でなく、すでに祖師聖人は「眞實信念ノ行人ハ攝取不捨ノユヘニ正定聚ノクラ井ニ住ス。コノユヘニ臨終マツコトナシ、來迎タノムコトナシ、信心サタマルトキ往生マタ定ルナリ」(『末燈鈔』)等と、諸所にこの義を宣べてゐられる。上人はこれを相承したまへるに過ぎないが、祖師聖人以來當時に於けるまでも一念多念の義盛なる時において、上人は佛智他力の一念を強調し、そこに動かぬ眞宗教義の基礎あることを宣揚したまへるものである。されば「破邪鈔」には本願の三信を成就の一念に攝めたる論釋をあげ、その私釋に「コノ文ニツイテ凡夫往生ノ得否ハ乃至一念發起ノ時分ナリ。乃至シカレバ祖師聖人御相傳一流ノ肝要コレニアリ。コ、ヲシラサルヲモテ他門トシ、コレヲシルヲモテ御門弟ノシルシトス」と仰せられた。是れによつて、上人の教義は、祖師聖人の御門弟と否とは一にかゝつてこの信心一つを得ると否とにあるを勧めたまへるに他ならざることが知られるのである。

上人一代の教義も、之を要するに祖師聖人の教へたまへる往生のためには唯信心を要とすることを相承して、之を勧め給へるものに他ならない。その信心たるや、宿善の催しと善知識の開導とにより、佛智他力より發得せしめらるるものなることは、殊に覺如上人に於て強く主張せられたことは前述の如くなるが、その一念の信相を顯すのに必ず

しも祖師聖人と同一用語を用ゐられたと云ふわけではない。

祖師聖人にあつては一念の信相をあらはす語としては多く一心歸命の語を用ゐたまひ、之が和語としては多くタノムと云ふ語を用ゐたまうた。

覺如上人亦その信相をあらはすのに、この祖師聖人の一心歸命及びタノムの語も多く用ゐたまひたが、別に和語の場合にはタモツと云ふ語を多く用ゐたまうた。即ち「佛智の不思議をタモツ」、「不思議の佛智をタモツ」、「名號をタモツ」等、從來祖師聖人にこの用語がなかつたのではないが、覺如上人に至つて新しき生命を妊んで信相表現上に用ゐられたのである。それだけ覺如上人の教義の上に、この語の意義とその理由がなければならぬ。(後略)

## 眞宗における現世利益の研究

山本・波佐谷・藤谷三學員共同

序

本論

- 一、東派先輩の諸説及批評
- 二、西派先輩の諸説及批評
- 三、現代に於ける諸説及批評

結論

附録 一、現世利益に關する類文

二、參考資料

三四

### 五念五正に關する一考察

學員 山 本 正文

『宗學研究』第十四號第十五號所載につき之を略す。

### 十住毘婆娑論と其の教理的背景

學員 山 田 亮 賢

一

眞宗七祖の教理は、歴史的にその發端を龍樹の淨土思想の上に見る。元祖が『選擇集』に於いて、天親の『淨土論』を「正明<sub>二</sub>往生淨土<sub>一</sub>之教」の論となし、龍樹の『十住毘婆娑論』を以て、「傍明<sub>二</sub>往生淨土<sub>一</sub>之教」の論となして、龍樹

のそれよりも、天親の『淨土論』を重要視されたるに比して、吾祖は更に一步進んで、龍樹の『十住毘婆娑論』を以て眞宗七祖教理の歴史的第一者とされ、龍樹をして第一祖として讃仰されしことは、吾祖の擇法眼の鋭さを物語るものであり、従つて、その點特に注意を要する事柄である。

かゝる意味に於いて、既に眞宗の諸先輩は、龍樹の『十住毘婆娑論』に就いては特別な關心が向けられ、今日吾等の眼前に、その研究の成果を多々與へてゐるのである。併しそれらの多くは、『十住毘婆娑論』の研究とはいへ、實はその中の「易行品」一品の研究に過ぎず、『論』全體についてのよき研究の殆んど存しないことを遺憾とするものである。眞宗の立場に立つ限り、「易行品」を中核として龍樹を見ることは當然許容さるべきも、少くとも一論の精神を知らんとすれば、一度はその全體の上より始終を貫く精神を求むべきであり、こゝに「易行品」一品抽出のみに止ることとは、研究上よりしては、徒らに功を急ぐものと言はねばならない。それ故に、少くとも龍樹の往生淨土の思想を求めんとすれば、先づ『十住毘婆娑論』全體に就いての研究を爲すべきであらう。

二

吾祖が高僧和讃に於いても讃えてゐられる如く、『智度論』及び『十住毘婆娑論』は數多き龍樹の論書の中、特に代表的なものである。『智度論』が『般若經』の註釋書であるに對して、『十住毘婆娑論』が『華嚴經』の註釋書であることは、龍樹が『般若』、『華嚴』の二大經典の精神をよく内に消化心證せることを證するものであり、殊にこの二論書が何れも内に淨土教的精神を内含する點に於いて、龍樹の思想信仰の測り知れぬ深さを思はしめらるゝのである。

『十住毘婆娑論』と共に『華嚴經』「十地品」の註釋書で有名なるは、彼の天親の『十地經論』である。而して吾等は、『華嚴經』の中心たる「十地品」の最も良き註釋書を、眞宗七祖の第一、第二の兩祖に見るとき、こゝにも、その奇し

三五

き必然的關係を思はしめらるゝ。加之、天親の兄、無著はその著、『攝大乘論』に『華嚴經』「十地品」の核心をよく攝取し、弟、天親またその『釋論』に於いて微細入念に解釋を試みて居られることに思ひ至るとき、龍樹、無著、天親の三大論家擧つて、この「十地品」に心をおいて、大乘菩薩道を願求發揚されしことが看取さるゝのである。かゝる論家の人格的或ひは思想信仰の相互關係の上にも、その必然を思ふとき、時代的に見て、先づ第一に擧げらるゝ「十住毘婆娑論」の内容は、最初に検討されねばならぬものである。

## 三

一體、『十住毘婆娑論』は、『探玄記』によれば、大不可思議論十萬頌中の一分とされ、原本は本來十地全體の解釋たるべき筈であるが、現存のそれは、後秦の耶舍誦出、羅什譯の十七卷、三十五品、詳しくは、初地二十七品、二地（半まで）八品に過ぎない。故にこれより推して、原本の論全體は可成り彪大なものなることが知られ、量に於いても「智度論」と相匹敵するものであらうが、惜しくも、現存のそれ以外は、誦出、譯出を見なかつたのである。その誦出、譯出不能の事情に就いても、種々の説あつて、「それ以上の必要を認めざりし爲め」とか、「譯者の教理的理解の乏しさ」等諸説一定しないが、何れにしてもその全體を見得ざるは遺憾である。併し現存三十五品はまた見方によつては全體の基礎となるものなれば、今日の吾等に於いては、そのみにして、一種の標りを認容することをも得るのである。

その内容は大乘菩薩道の開顯であり、終始、菩薩精神を以て貫かれてゐる。然るにその第九品の「易行品」は、聖道の難行に對し、特に信方便の易行を明し、阿彌陀佛を讚え、稱名憶念して不退轉を得ることを説く。そこに龍樹の淨土思想を見るのである。「易行品」の分科、細分の意味等はこゝに詳述を避けるが、吾祖は曇鸞の立場に重點をおき特に此品に重要性を發見されたのである。三論、四論の諸師の見る龍樹とは、全く根底から見様を異にし、吾祖獨自

の見解を持せられたのである。併し乍ら、「易行品」一品の所説と、「論」全體の所説とは何處に必然的關係を持つか。又「易行品」の精神が、「論」全體を貫く精神であるとは、如何なる意味に於いて成立し、可能であるか。先輩の所説また種々の議論の存するところであるが、宗教的體驗の上より、或ひは教理史の上よりして意味深き課題の存するところである。

たゞこゝに注意すべきことは、吾祖が、『御本書』「行卷」の中に、「易行品」の文に加ふるに、「入初地品」「地相品」「淨地品」等の三文を御引用なされしことにして、こゝに吾等は當然「易行品」のみに止らずして、『論』全體を見直す必要に迫らるゝではなからうか。

## 四

七祖傳承の教學が、全佛敎少くとも大乘佛敎を背景とするものに思ひ至るとき、そこに『十住毘婆娑論』の背後の教學へも勢ひ關心を向けらるべきである。こゝに特に強調したいものは、龍樹の場合に於いて、將又天親の場合に於いて特に爾りであるからである。一般に通佛敎的に言へば、龍樹は大乘佛敎の創唱者であり、空觀敎學を以てその面目としてゐる。これに對して、天親は、兄無著と共に唯識敎學を以てその大成者と見做されてゐる。而して兩敎學は矛盾なく一つの大乗菩薩道を發揮せんがためであつた。これ實に大乘佛敎の主流根幹として今日に至つたものである。此の中觀、瑜伽の二敎學の代表者が、また同時に吾眞宗七祖の第一、第二祖たることに思ひ至るとき、こゝにもまた興味深き課題が與へらるゝのである。

龍樹は吾祖の着眼よりすれば、『十住毘婆娑論』特にその「易行品」を以てその面目とするのであるが、その『十住毘婆娑論』は菩薩道を強調せる『華嚴經』「十地品」の解説であり、更に龍樹は同時に大乘空觀の唱導者であるとすれ



ば、吾等は眞宗の立場に在りつゝ、その淨土教思想と菩薩道との必然的關係を究明せねばならない。それは單なる會通でなしに、根本精神の把握によつてのみ成し得らるゝものであらう。殊に龍樹の如く一人格に於いて多岐なる述作を有するとき當然逢着せる問題であり、望み得べくして、極めて至難のことではあるが、これを等閑に附することは出来ない。以上、概括的に課題を略述するに止め、その各論は省略する。

### 曇鸞大師の二種法身説

學 員 雲 村 賢 淳

『宗學研究』第十四號掲載につき省略。

### 曇鸞傳の研究資料について

學 員 春 日 禮 智

支那に於ける淨土教研究に於て最も奇異の感を抱かしめられることは、曇鸞の如き最も重要な人物の研究資料とへ充分調査せられてゐないことであつて、況んや其の他の人々、殊に宋以後の淨土教者の傳の研究などは僅かに一二

の資料の翻譯に過ぎないものが多い。今曇鸞傳の研究資料に就いて一瞥すれば、此迄最もよくまとめられたものは恐らく眞宗研究第十三號所載の佐々木功成氏の「曇鸞傳の研究」なるべく、我々は此に依つて可成り詳細の資料の提供を得るが、此とても未だ充分とは言ひ得ないのである。其故私は今此の提供せられたる資料に蛇足を加へて、覺師研究の一助にも資せんと思ふものであるが、此とて到底その涯底を盡すことはできぬ。然して其の資料は大體曇鸞の本傳を記すものと、支那の正史、雜史、碑傳の類と、更に曇鸞について書き遺した雜記等の五種に分類できるから、以下此の順序に従つて略解して見たいと思ふ。

(A)本傳。曇鸞の傳を記す最も古い資料としては、佐々木氏の研究中に羅君所藏本所載の北齊天保五年(554 AD)の太子造像銘の供養者の中に比丘僧曇鸞の名が見えてゐることを記載してゐるが、此は既に曇鸞は其以前東魏の孝靜帝の興和四年(542 AD)六十七歳で没してゐるから太子造像銘の曇鸞は淨土教の曇鸞とは別人であらう。其故彼の本傳で恐らく最も古くまとつたものは①迦才の淨土論なるべく、續いて②續高僧傳があり、此が最も整備せるものとして古來推獎せられて來てゐる。併し淨土論の記事は其が淨土教に關した特殊の撰述だけに可成り詳細であり、正確であるから極めて重要であることは言ふまでもない。續高僧傳には更に③卷十六僧達傳下及び④卷二十道綽傳下にも曇鸞のことを述べてゐる。其の後⑤往生西方瑞應刪傳、⑥淨土往生傳卷上、⑦龍舒淨土文卷五、⑧樂邦文類卷三、⑨佛祖統紀卷二十七、⑩往生集卷一、⑪蓮宗寶鑑卷四、⑫釋門正統卷八、⑬釋氏通鑑卷五、⑭西方彙征卷上、⑮淨土聖賢錄卷二、⑯淨土源流章、⑰源空の淨土五祖傳、⑱堯恕の僧傳排韻、⑲聖聰の淨土三國佛祖傳集、⑳虛舟の淨土十六祖圖傳、㉑直勸の淨土八祖列全傳記纂、澤了の西山十二祖贊略傳等があるが、多くは此等を主として雜説を加味合採したものに外ならない。僧傳排韻には此の外其の出據として釋氏六帖第十卷、六學僧傳第十二卷、佛祖綱目第二十七、高僧摘要

第三卷、淨土晨鐘下卷等を擧げてゐるが、皆近世の述作で第一資料たるの價値はないものである。

(B)正史。隋書卷三十四、經籍志三舊唐書卷四十七經籍志下、新唐書卷第五十九藝文志、宋史卷第二百五藝文四に曇鸞の撰述として服氣要訣及び雜丸方の二部が色々な名稱で記載せられてゐる。此の中服氣要訣は曇鸞法師服氣法として⑨雲笈七籤第五十九卷に載せられてゐる。

(C)雜史。山西通志卷第一百六十方外錄上。

(D)碑銘。石壁玄中寺には古來左の八種の古碑銘ありと言はれ、其の本文及び解説が常盤博士の支那佛教史蹟評解卷三に紹介せられてゐる。此の報告と、同博士の佛教研究第二卷第一號に記載せられてゐる「鸞禪二師の遺跡に詣して」に附する玄中寺の略圖とは、曇鸞傳の新しい研究に寄與することが最も大きいものである。

- (1) 特賜寺莊山林地土四至記 唐、唐貞三年
  - (2) 大唐太原府交城縣石壁寺鐵彌勒像頌并序 唐、開元二十九年金華寺僧撰立
  - (3) 唐石壁禪寺甘露義壇碑 唐、元和八年建、元至和三年重立
  - (4) 宣授上都路僧錄從寬公法行記 元、大德十年
  - (5) 宣慰謝公述修考妣功德之記 元、至元二十一年
  - (6) 玄中寺元碑 元至元二十六年
  - (7) 蒙古文字碑
  - (8) 玄中寺住持塞塔類
- 右の中(1)は清の顧炎武の⑩金石文字記卷三に題目と年跋を記し、明の趙楨の⑪石臺鑄華卷四に解説が附してある。

(2)は明の王昶の金石萃編卷第八十四に石壁寺彌勒像頌として登録し、山西通志卷第九十二金石記第四に石壁寺鐵彌勒像頌として引かる。(3)は山西通志卷第九十三金石記卷五に載す。此等の碑刻は直接曇鸞の事を記録せるものは少ないけれども、鸞師研究の派生的問題として玄中寺の歴史を知る極めて貴重なる資料と言はねばならぬ。玄中寺は後に永壽寺と改め山西通志卷第五十七古蹟考八寺觀の條、太原府志卷第二十二、同二十四に其の大體が記されてゐる。

(E)雜記。右の外曇鸞に就いての記述の片輪を探せば、⑫古清凉傳卷上古今勝跡三南台佛光山下山佛光寺の條に鸞師が雁門の高族の出であつたこと、在俗の日こゝに草庵を結んで遺址を残したこと等が記され、又⑬安樂集卷下には指方立相に關する十方隨願往生思想者からの論難に對する鸞師の所信が披瀝せられて居り、又⑭辨正論卷六に「陶隱居答大鸞法師書」が載せられてゐる。この手紙は殆んどそのまま續高僧傳の曇鸞本傳に引用せられてゐるものである。更に⑮法華文句卷一には曇鸞の經典分科に對する意見として「細科煙颺雜研塵飛。蓋若過者不及也」の言が擧げられてゐる。

以上大體曇鸞傳研究の資料を略述したが、此に依つても支那淨土教の歴史的研究は更に百尺竿頭數百歩進めなければならぬことが理解できると思ふ。尙ほ曇鸞の著書の問題及び後世の人の見た曇鸞の學說、人格、傳統上の地位等を考察すれば、更に幾多の研究が加へられねばならぬ。終に明の吳郡の沙門道衍の⑯諸上善人詠中に頌へる曇鸞法師讚を記せば、

棄却仙書受觀經 長生何似學無生  
齊聲念佛看遷化 白日空中奏樂迎

と。此の詩は西山十二祖贊略傳傳中第五祖曇鸞祖師傳下にも引用せられてゐる。(昭和十二・七・二)

- ① 淨土論下(大四七、九七c)
- ② 續高僧傳六(大五〇、四七〇a)
- ③ 同一六(大五〇、五五三b)
- ④ 同二〇(大五〇、五九三c)
- ⑤ 大正藏經五一、一〇四a
- ⑥ 同五一、一一三b
- ⑦ 同四七、二六六b
- ⑧ 同四七、一九四a
- ⑨ 同四九、二七三b
- ⑩ 同五一、一二九a
- ⑪ 同四七、三二一a
- ⑫ 續藏第二編乙第三套第五冊四四七a下
- ⑬ 同上第四套第五冊四二五a
- ⑭ 同上第八套第三冊
- ⑮ 同上第八套第二冊
- ⑯ 大正藏經八四、一九五a
- ⑰ 淨全第九卷四一八
- ⑱ 大日本佛教全書第一〇〇冊一七一
- ⑲ 續淨全第六卷
- ⑳ 道藏景正統本太玄部第七十九函第六百八十九冊。四部叢刊本靈寶七籤第十六冊職九、一三a。武進陶氏舊藏本第二函第十三冊卷五十九、一一b

### 西福寺慧徹講師の研究

學員 桑 谷 觀 宇

『宗學研究』第十三號に記したから今は省く。

### 聖覺隆寛宗祖三師の教理的交渉

學員 桑 谷 觀 宇

右の題下に且く問題を限定し、特に法印律師推奨の祖意につき些か検討して拙き研究報告とした。因みに目次を出

- ㉑ 式古居彙鈔第三函第十五冊所收。
- ㉒ 知不足齋叢書第三函第二十三冊所收。
- ㉓ 大正藏經五一、一〇九六b
- ㉔ 同四七、一四b
- ㉕ 同五二、五三四c
- ㉖ 同三四、一b

せば次の如くである。

はしがき

第一章 古來の諸説と其批判

第一節 序

第二節 同 格 説

第三節 差 別 説

第四節 折 衷 説

第五節 輕 重 説

第六節 諸説への批判

第二章 隆寛教義の再検討

第一節 序

第二節 隆寛の教義傾向

第三節 結 語

第三章 法印・律師推獎の祖意

第一節 序

第二節 一念多念評論への批判

第三節 造惡無碍義への是正

第四節 善覺異執への教誡  
第五節 淨土異流誘難の證權  
第六節 結 論

「大經」に於ける如來本願の表現次第に関する一私考

聽講生 後 藤 惠 照

私は曩に「宗學研究」(第十四號)に於て、大經諸譯本に見える所謂「三願」文を比較對照して、それら「三願」文の成立過程に關する一私見を提出したのであつたが、その際、「三願」文の表現次第に就いて、一つの重要な問題を保留して置いた。それが今こゝに稿を作らんとする問題なのである。

それは宗教的自覺性から「三願」文を次第表現する時は、十九・二十・十八と表現せられねばならぬのであるが、何故に經典の上に於ては、その最後の第十八願が最初に表現せられてゐるのであるかと云ふことである。私はこれを自覺教と救濟教との相違と見たのである。自覺教では、十九・二十・十八と次第すべきであるが、救濟教では、十八・十九・二十と次第せなければならない。自覺教は「假」より「眞」に向ふところにその眞面目があるが、救濟教は

「眞」より「假」を反省せしめるところにその眞面目がある。十九・二十の二願は「假」であり、十八願は「眞」である。「假」は「迷」であり、「眞」は「悟」である。「迷」の因を捨て、「悟」の果を得る、これ自覺教の本領である。之に反して、「悟」の果より迷の因に向つてその「悟」の果を廻向せんとする、これ救濟教の本領である。自覺教は從因向果の教であり、救濟教は「從果向因」の教である。(以下略之)

### 菩薩究竟地の研究(菩薩より佛へ)

聽講生 島 崎 久 俊

- 一、菩薩道と願生道
- 二、上三祖に於ける兩思想の關係
- 三、華嚴十地道の宗學研究の上にもつ意義
- 四、初地と第八地と第十地に就て
- 五、第十法雲地の内容
- 六、佛果と菩薩道

### 『觀念法門』の念佛義

聽講生 泉 惠 操

- 一、『觀念法門』の概観
  - 二、淨土諸流の『觀念法門』觀  
(その歸結としての宗祖聖人の見解)  
〔以上略之〕
  - 三、『觀念法門』念佛義の特色
    - 1、念佛義概観  
(一)
- 善導大師が斯書の卷頭に於いて  
依觀經明觀佛三昧法  
依般舟經明念佛三昧法  
依經明入道場念佛三昧法  
依經明道場內懺悔發願法 (四丁、右)

と標示せるは、よく當書念佛義の大綱を明かせるものなるも、今是をその所明内容に照すに、聊か論究なきを得ない。されば予はこゝに是が概括的検討を試み、その論究の一端を顯示してみよう。

(一)

先づ、觀佛三昧を明かさんとして、

依觀經明觀佛三昧法、出觀經觀佛三昧海經 (四丁、右)

と標註を加へたるは、先きの卷頭標舉の文と共に、當書所明の觀佛三昧は『觀無量壽經』『觀佛三昧海經』を所依とせる事を明かせるものであり、後者の釋迦觀佛は前者の彌陀觀佛を助成詳述するに役立ちしものなりと云ふことが出来る。

さてその内容を見るに、定善觀をば總相、別相と区分し、散善觀をば持戒、念佛、誦經、禮拜、讚嘆、自余功德の諸行を以て説かれてゐる。就中、定善觀の別相は、「頂上肉髻」より説き起して「千輻輪相」に至る所謂「順觀」を教へ、次に「華座觀」を説き、最後に、

如是上下依前十六遍觀、然後向眉間白毫 (四丁、右)

と、是れを白毫觀に攝めてゐる。

かゝる定善、別相觀の詳述は、その元に歸すれば、總相觀に概括さるべきであるが、今この總相觀をみるに、

觀阿彌陀佛、眞金色身圓光徹照端正無比 (初丁、右)

と云ふもの、全く觀經眞身觀と『般舟經』行品 (八九頁) によられしことが明かであり、更に是が次下の文に於いては、古來その影響ありと云はるゝ『往生要集』總相觀の文に照すに、源信僧都の言をかり來れば、

依觀經雙觀般舟經大論等意 (往生要集中、本、十一頁)

と云ふべく、しかも『大論』とは『般舟經』佛勅取意の文 (大論第二十九卷、大正藏經第二十五卷二七六頁) を指すこと明かなれば、如上の總相觀は全く『觀經』『觀佛三昧海經』『般舟經』の三經より來り、しかも『觀經』と『觀佛三昧海經』とは、寧ろ定善別相觀即ち定善觀の詳述の上に主眼をおかれしものであり、是れに對して『觀經』と『般舟經』とのそれは、その中心なる眞身觀と所謂『般舟三昧』との一致による總相觀の所明なることは最も留意さるべきことなりと信ずる。

(二)

次に「念佛三昧」に來りて、先づ、

般舟三昧經請問品明七日夜入道場念佛三昧法、出般舟三昧經 (四丁、右)

なる標標に留意し、是をさきの當書卷頭に於ける、

依般舟經明念佛三昧法。

なる標舉に對照するに、當書引用の『般舟經』説述の念佛 (所謂「般舟三昧」) には、善導大師は尠くとも七日夜入道場念佛三昧と、念佛三昧との二種の念佛の内含を看取されたることを知ることが出来る。

しかしして、七日夜入道場念佛三昧とは、當書所引 (六丁、右) の『般舟經』行品に於ける、

持戒完具獨一處止念西方阿彌陀佛……一心念之一日一夜若七日夜過七日已後見之 (八九頁)

の文意を指せるものと云ふべく、しかもかゝる「行品」の所明を善導大師が殊更に「般舟經請問品」(一卷經「問事品」第一) と彰はせるは、蓋し該「問事品」に於ける、

有三昧名十方諸佛悉在前立……有三昧名定意 (八九頁)

なる定意見佛三昧と契合せしむる意志なるべく、更に是を「出般舟三昧經」なる細註に照すに、この入道場念佛三昧（行品）なる定意三昧（請問品）は、よく『般舟經』所明の念佛義を彰はせるものとみられたりと云ふべきであり、且又古來、『般舟經』念佛義の當相を所謂「定心念佛」なりと謂ふ所以も亦こゝにありと云ふことが出来る。

さて、かゝる「定心念佛」義所明の意趣は何かと云へば、それは正しく「顯ハス定觀成就之益ヲ以テ獲ク念佛三昧ヲ爲ス觀益ト」のであつて、所謂弘願念佛三昧を顯ハスせんが爲めである。これ該書卷頭に「依般舟經顯念佛三昧」と示せる所であり、その念佛三昧とは、「當念我名」の佛勅たる弘願念佛を意味するに外ならない。

(四)

しかるに、かゝる「念佛三昧」所明以後に於いて、「欲入三昧道場」以下「已前是入道場及看病人法用」に至る文（聖賢）のあるは、善導大師に云何なる意志の存するのであらうか。勿論これは、上掲卷頭の、

依經明入道場念佛三昧法

依經明道場内懺悔發願法

と云ふ卷頭標舉に相應すべき事は明かなるも、當文は前兩三昧と云何なる關係を持ち、又云何なる意義を有するのであらうか。是れに就いて吾派先輩光遠院惠空師は、上の念佛三昧と三同三異の義を立て、當段文の意義を見出された。云く、

三同者、一料理道場、二一食長齋……三正修念佛、三異者、一長時別時異……二引文依義異……三出家在家異……（聖賢）

と云ふ。今是をみるに、前述の「入道場念佛」とこの「入定別時念佛」とは、共に念佛の本質そのものは等しく、唯

かゝる念佛を修する能修行相の上に於て、時間的差別（三異ノ一）機根上に於ける相異（三異ノ三）を設けたるは、一に上の『般舟三昧經』文に於ける經文内含の義意を引出し、諸經文より義意の足らざるを補ひて、觀佛より念佛への從假入眞の過程を詳述せられしものと云ふことが出来る。

就中、吾派開悟院師（聖賢）を初め、觀順、慈影の諸師、當段中に「場外別時念佛」の一段を説き、「任力多少誓生淨土願佛攝受」（入道）の一文に從假入眞の本意を指適し、廢立意を觀んとするが如くなるも、當段文は、その說相よりすれば未だ要門位に屬すべきものにして、聊かうがちすぎたる觀なしとせず。寧ろかゝる本意は、次下の「五種増上緣」義中に見出さるべきものではなからうか。

ロ、その中心たる『般舟經』念佛義

如上の念佛義に於いて、予の不審なるは、既に善導大師は『觀經』そのものの中に、念觀兩宗を立つるに（觀經）、何故この『法門』に於いては、『般舟經』によりて念佛三昧を立てられたかと云ふことである。

註、この問題は、兩書相對上に於いて問題たるのみならず、教義上に於ける本疏（安心）具疏（起行）の關係及び兩書の說時前後の上（佛教學論叢、六五頁、岸覺雄氏論文参照）より當然問題となると思ふ。

これに就いて、吾派開悟院師の『記』（聖賢）には、

一、聖道諸機誘引の爲の故に。

二、定心念佛の行儀を示さんが爲に。

三、弘願念佛三昧を顯はさんが爲の故に。

と云ふ三義を立てゝゐる。

今是れを觀るに、先づ聖道諸機誘引の第一由に就いては、本書叙述の大勢より見て誰れしも首肯し得る所なるも、第二由の「定心念佛」に至つては、一概に「定心念佛」と雖も、宗祖聖人の『愚禿鈔』に於ける「正行定心念佛」あり、又然らざるあつて、未だ多くの論究の餘地を有し、更に第三由の弘願念佛の顯示に就いても、本書叙述の體裁よりして、是を無批判に採上げざることを許さないであらう。

しかして余は、かゝる先輩學匠の研讀には、未だ本書の深意を汲まざるものありとし、「五緣功德分」に顯示されたる善導大師の本意より本書内容を再檢することによりて、聊か卑見を有するものなれども、當報告には是を省して是が論究を他日に期し度い。

## 御本書に於ける教行の關係

聽講生 藤 井 智 遠

宗祖は『教卷』に「大無量壽經（淨土真宗）」と標舉せられ、眞實の教は正しく『大無量壽經』これなりと説示されてゐる。然らば『大無量壽經』が眞實の教なりと宗祖をして喝破せしめた所のものは一體何に根ざすのであらうか。何故獨り『大無量壽經』のみが眞實の教と云はれ得るのであらうか。これらの疑問に對する宗祖の解答は、一言にして云へば、『大無量壽經』の成立根據は二尊一致にあるが故にと云はれるであらう。即ち『大無量壽經』は釋尊即諸佛即彌陀の圓融無碍なる佛々相念の妙境界に於て詮はされたる教であり、釋尊を通しての宗教的體驗それ自らの表

現である。換言せば一般の形式では釋尊が法を語ると云ひたい處であるが、寧ろ『大無量壽經』にあつては彌陀が釋尊をして語らしめたのであり、眞理がそれ自身釋尊を通して開顯されたのであり、本願の名號それ自らの展開である。されば『大無量壽經』は聖道的な空虚な概念の羅列ではなく、そこには現實に苦惱する者のみに與へられる生命の泉そのものである。此處に於て『大無量壽經』が始めて眞實の教としての價值を有するのである。淨土眞宗に於ける『大無量壽經』の權威は、單にそれが釋尊の説法であるからといふ處にあり得るのではなく、それがそのまゝ地上の人間の救はれる唯一の大乘法であるが故である。これを宗學的に云ふならば、實踐的な行信を立場として始めて教の成立回向が考へられるといふことである。行信を離れたる教、宗教的體驗を離れた教は、少くとも宗祖の領解にあつては其の存在を許されないと思ふ。

而るに教行について古來の先輩の諸説を見るに、多くは教は是れ能詮、行信證は所詮、依レ教起レ行と云つた至極一般的な解説を與へてゐる。然しかゝる説明の由つて來る所を尋ねると、『六要』主が教行證を説明するに元照の『彌陀經義疏』（論本）を引き、その文に、

「教行證、與ニ教理行果、其義大同ニ於レ中、教行二種全、同ニ云云」（初上左）

とあるに基因する様である。然し既に一言せる如く、宗祖は『教卷』に於けるその『大經』大意釋に於て彌陀釋迦と次第せられ、『正信偈』に於ては彌陀釋迦七祖の次第で讃頌せられてゐる點、殊に『歎異鈔』にあつては「彌陀の本願まことにおはしまさば釋尊の説教虛言なるべからず」（第二節）と彌陀の本願の信知を以て釋尊の説教の眞實性を認知してゐられる。此處を以て蓮師は『御文』に「阿彌陀如來のおほせられけるやうは云云」（四九通）と御化導下されるのもげにもと思はれる。かくの如く宗祖にあつては教は能詮、行信證は所詮といふよりも、寧ろ教は行信證に統攝さ



れる様に見える。されど宗祖も亦『教卷』に於て、

「謹按<sup>三</sup>淨土眞宗<sup>二</sup>有二種<sup>一</sup>廻向。一<sup>ニ</sup>者往相<sup>一</sup>。二<sup>ニ</sup>者還相<sup>一</sup>。就<sup>ニ</sup>往相<sup>一</sup>廻向<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>眞實<sup>一</sup>教行信證<sup>一</sup>。」(三十五)

と教の廻向を説示されてゐる。然し眞實教の廻向も其の發る源は第十七願の「稱我名」の「稱」であり、此の義邊に於て教の廻向といふ事がいひ得られるのである。それ故行を離れて教の廻向は成立しないのである。此處を「略文類」に、

「然<sup>ニ</sup>本願力<sup>一</sup>廻向<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>二種<sup>一</sup>相<sup>一</sup>。一<sup>ニ</sup>者往相<sup>一</sup>。二<sup>ニ</sup>者還相<sup>一</sup>。一<sup>ニ</sup>言<sup>ニ</sup>往相廻向<sup>一</sup>者<sup>ニ</sup>就<sup>ニ</sup>往相<sup>一</sup>有<sup>ニ</sup>大行<sup>一</sup>。亦有<sup>ニ</sup>淨信<sup>一</sup>云云。」(三十五)

と、教をその廻向から略されてゐるのも亦此の邊の消息を物語るものではなからうか。

要するに、宗祖に在つては教は能詮、行信證は所詮といふよりも、寧ろ行を立場として始めて教の廻向も成立するのであり、此の意味に於て教は行に統攝され得るのである。これ眞宗獨特の教の意義と吾人は思惟するのである。然し此の意味は、絶對廻向の立場から論じた教行の關係である。若し教行の關係を相對的立場から論ずるならば、本願の名號も教を離れては聞くことを得ぬであらうから、此の意味に於て教は行に先行するものと云ひ得られる。かくて『御本書』に於ける教行の關係は相對的立場から云へば能詮所詮で一應の關係は説明せられるやうなれども、絶對廻向の立場から云へば寧ろ教は行に統攝せらるゝと云ふべく、此の點に於て教行の關係は單なる能詮所詮の一方的説明に依つては、宗祖の信仰内容より見たる教の眞意義が失はれるのではなからうかと吾人は考へる次第である。(了)

### 名簿

京都市左京區北白川小倉町五〇番地ノ一五〇	院長	大谷勝信
新潟市關屋町念佛寺(京都市左京區下鴨中河原町六九)	指導	齋藤唯信
大分縣北海部郡臼杵町善法寺	同	廣瀬守一
岐阜縣羽島郡下羽栗村河野稱名寺	同	河野法雲
名古屋市南區熱田千年町祐誓寺(京都市上京區加茂板倉町尾洲寮)	同	住田智見
三重縣四日市市鹽濱專福寺(京都市上京區室町通鞍馬口上ル)	同	本多主馬
靜岡縣小笠郡横須賀町善福寺(京都市左京區下鴨北園町四丁目)	指導兼研究員	大須賀秀道
金澤市芳齋町光善寺(京都市上京區大宮泉堂町五〇)	同	加藤智學
滋賀縣高島郡西庄村善養寺(京都市上京區北玄以町六)	同	安井廣度
滋賀縣東淺井郡朝日村智源寺(京都市下京區新町花屋町上ル)	主事	柏原祐義
富山縣中新川郡五百石町專徳寺(京都市上京區紫野上門前町八七)	研究員	桑谷觀字
新潟縣古志郡東山村寶林寺(京都市左京區北白川久保田町一四西村方)	同	春日禮智
滋賀縣栗大郡治田村專光寺	同	禰詒住
愛知縣碧海郡安城町願力寺(京都市上京區寺町今出川上四丁目鶴山町八三河育英寮)	同	山田亮賢

岐阜縣養老郡一之瀬村本善寺(重信會館) 同 雲村賢淳  
 福岡縣浮羽郡吉井町淨滿寺(京都市左京區下鴨膳部町八) 同 野上觀直  
 大分縣大分郡西庄內村慶覺寺(京都市東山區今熊野南日吉町一四八) 同 自見智速  
 石川縣石川郡林中村最勝寺(京都市東山區妙法院前側町四二三山道方) 研究補助員 藤井智速  
 富山縣西礪波郡東蟹谷村專龍寺(京都市右京區上加茂南大路) 編修顧問 可西大秀  
 秋田市寺町妙圓寺(京都市上京區小山上總町九) 編修員 山本正文  
 岐阜縣海津郡今尾町頓了寺(京都市上京區紫野御所田町八九渡邊方) 同 小串侍  
 愛知縣碧海郡矢作町安受寺(京都市下京區下珠數屋町東入馬淵方) 編修補助員 石川一學  
 新潟縣中蒲原郡白井村行願寺(京都市下京區油小路五條上ル山本方) 同 武田統一  
 岐阜縣不破郡合原村長願寺(京都市墨谷山内上雲院内) 傍聽生 富長覺夢  
 滋賀縣東淺井郡小谷村清休寺(重信會館) 書記 山泉惠操  
 滋賀縣野洲郡守山町願立寺 同 山中文雄

舊職員並學員聽講生

石川縣能美郡御幸村聖德寺 (死亡) 指導 上杉文秀  
 三重縣員辨郡桑村遍崇寺 (死亡) 同 花山大安

長岡市上田町願淨寺 (死亡) 同 赤沼智善  
 愛知縣碧海郡刈谷村專光寺 主事 日下無倫  
 東京市淺草區松葉町遍立寺 教學課長兼主事 朝倉慶友  
 大阪市北區此花町一丁目淨教寺 (死亡) 主事 稻葉教山  
 岐阜縣安八郡和合村西生寺 臨時主事々務取扱 稻葉秀賢  
 京都市上京區上立賣通大宮東人德園寺 主事 細川憲壽  
 福井縣坂井郡雄島村安島 書記 網田義雄  
 岐阜縣吉城郡國府村南春寺 學員 光本寬隆  
 石川縣鳳至郡河原田村光榮寺 同 高柳恒榮  
 岐阜縣安八郡和合村西生寺 同 稻葉秀賢  
 岐阜縣海津郡城山村存德寺 同 德永義統  
 岐阜縣羽島郡笠村福證寺 同 岩越智導  
 愛知縣東加茂郡阿摺村明誓寺 同 本多長英  
 兵庫縣飾磨郡荒川村圓正寺 (死亡) 同 清水智誠  
 富山縣婦負郡四方町淨光寺 (死亡) 同 齋藤現映  
 秋田市寺町妙圓寺 同 山本正文  
 福井縣丹生郡糸生村祐善寺 同 岡崎正謙

京都市上京區小山北上總町九  
福井縣坂井郡伊井村法敬坊  
滋賀縣犬上郡西甲良村念稱寺  
滋賀縣坂田郡北郷里村授法寺  
富山縣中新川郡五百石町專德寺  
新潟縣古志郡東山村寶林寺  
岐阜縣不破郡府中村安立寺  
愛知縣碧海郡安城町願力寺  
岐阜縣養老郡一之瀬村本善寺  
北海道雨龍郡多度村法龍寺  
兵庫縣赤穂郡高雄村安樂寺  
愛知縣端海郡安城町今  
岐阜縣海津郡今尾町願了寺  
愛知縣中島郡朝日村蓮容寺  
大阪府北河內郡門真町本乘寺  
岐阜縣益田郡川西村永養寺  
大阪市東成區鶴見町願正寺

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
道端良秀  
波佐谷順諦  
藤谷一海  
一乘章二  
桑谷觀字  
春日禮智  
橘純孝  
山田亮賢  
雲村賢亮  
石崎達賢  
安室正善  
野村憲城  
小容申侍  
蓮容法龍  
宮家貫吾  
旭野正信  
安間靜

滋賀縣東淺井郡湯田村滿德寺  
富山縣西礪波郡石動町稱名寺  
滋賀縣神崎郡五峰村淨土寺  
福井縣吉田郡中藤島村諦聽寺  
青森縣三戸郡是川村清水寺  
愛知縣知多郡阿久比村東光寺  
石川縣能美郡根上村法林寺  
北海道中川郡智惠文村智惠光寺  
富山市外鷗坂村  
京都市上京區元誓願寺通大宮東入正賢寺  
岩手縣稗貫郡花卷町妙圓寺  
滋賀縣東淺井郡小谷村清休寺  
兵庫縣加西郡北條町西岸寺  
廣島縣高田郡吉田町淨圓寺  
石川縣石川郡林中村最勝寺  
岐阜市大門町願正坊

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
佐藤秀讓  
立島眞靜  
東澤真靜  
西島泰英  
野澤靜證  
英澤信純  
寶達立道  
西尾京雄  
島崎久俊  
並山薰  
林正教  
泉惠操  
後藤惠照  
長尾哲夫  
藤井智遠  
河野俊亮  
傍聽生

昭和十二年十二月十五日印刷  
昭和十二年十二月二十日發行

(非賣品)

京都市下京區烏丸通り七條上ル  
大谷派本願寺内  
宗學院代表者

編輯兼  
發行者 柏原祐義

印刷者 京都市正面通烏丸東入  
西村七兵衛

印刷所 京都市正面通烏丸東入  
法藏館印刷部

發行所

京都市東六條大谷派本願寺内  
宗學院

14.5  
700

終